

別紙 1

改正事項及びその適用時期

| 改正後条項号 | 改正前条項号 | 改正事項の概要 | 適用時期 |
|-----------------|-----------------|---|------|
| 第2編 3-共通事項-7 | 第2編 3-共通事項-7 | 酒類の原料として取り扱わない物品にビタミン類、酵母発酵助成剤等を追加した。 | |
| 9-1-19 | 9-1-19 | 組合法施行規則の一部改正により、酒類小売業者における酒類販売管理者の選任時期についての見直しが行われたことから、選任の確認及び指導方法について所要の整備を行った。 | ○ |
| 10-10-1(8) | 10-10-1(8) | 経営の基礎が薄弱であると認められる場合に、申請酒類小売販売場において酒類の適正な販売管理体制が構築されないことが明らかであると見込まれる場合を追加した。 | ○ |